

## 新見市蜂の巣駆除費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市民に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチ科スズメバチ亜科に属するスズメバチ（以下「スズメバチ」という。）の巣の駆除に要する費用の一部を補助することにより、その経済的負担を軽減し、もって安全な市民生活の確保を図ることを目的として、予算の範囲内において新見市蜂の巣駆除費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、市内に営巣されたスズメバチの巣であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内にあるスズメバチの巣で、周囲おおむね10メートル以内に人が立ち入る可能性のある土地、建物、工作物等に現に営巣しているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、駆除業者（ハチ等の駆除を業とする業者をいう。）に委託して前条の補助金の交付対象となるスズメバチの巣を駆除する者とする。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、駆除に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、上限を1万円とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象の支払日から起算して60日を経過した日までに新見市蜂の巣駆除費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 駆除費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 営巣場所の位置図又は見取図
- (3) 営巣が確認できる写真及び駆除後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 営巣場所や駆除方法が特殊で、写真撮影が困難な場合は、駆除業者との契約書や駆除業者の駆除証明書などの提出により、前項第3号の書類に替えることができる。

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し適当と認めたときは、新見市蜂の巣駆除費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

### (補助金の請求)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者からの新見市

蜂の巣駆除費補助金交付請求書（様式第3号）による請求に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、その交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

（調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、事業の実施状況等について関係職員に調査を行わせることができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年10月26日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

新見市蜂の巣駆除費補助金交付申請書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連 絡 先

新見市蜂の巣駆除費補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

1 補助対象事業の内容

営 巢 場 所	新見市
駆 除 年 月 日	年 月 日
駆 除 費 用	円
交 付 申 請 額	円 (駆除費用額) × 1 / 2 (上限10,000円)
添 付 書 類	1 駆除費用に係る領収書及び内訳書の写し 2 営巣場所の位置図又は見取図 3 営巣が確認できる写真及び駆除後の写真 4 その他市長が必要と認める書類

※担当者所見	
--------	--

注 ※印の欄は記入しないこと

新見市蜂の巣駆除費補助金交付決定通知書

新見市指令 第 号

申請者 住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあった新見市蜂の巣駆除費補助金の交付については、次のとおり決定したので、新見市蜂の巣駆除費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知する。

年 月 日

新見市長

印

補 助 年 度	年度
補助金交付決定額	円
交 付 予 定 時 期	年 月
交 付 条 件	新見市蜂の巣駆除費補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定を取り消し、返還を命ずる。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から 20 日以内に文書で申請の取り下げをすること。

様式第3号（第7条関係）

新見市蜂の巣駆除費補助金交付請求書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所  
氏 名

新見市蜂の巣駆除費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	新見市指令 第 号
補助年度	年度		
補助金交付決定通知額	円		
交付請求額	円		
添付書類	新見市蜂の巣駆除費補助金交付決定通知書の写し		

金融機関名		店舗名	
貯金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			